

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日発行)

目 次

◇ 告 示 性病予防法による代用病院の指定
解除予定の保安林にする旨の通知

” ” ” ”

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

道路の区域の変更

道路の供用の開始

道路の区域の決定

◇ 選管告示 県選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第二百二十五号

性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）第十六条第三項の規定により、次の病院及び診療所を同法同条第一項の規定による県が設置すべき病院又は診療所に代用する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七
鳥取市立病院	鳥取市古市一
森 医 院	岩美郡国府町糸谷一一の五
寺 岡 医 院	鳥取市吉岡温泉町湯尻一三五の三
村 江 医 院	鳥取市津ノ井二七三の二
柿 坂 医 院	八頭郡八東町大字北山七三
太 田 医 院	八頭郡河原町釜口一四一〇

鳥取県告示第二百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榎水高原九の八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

鳥取県告示第二百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野一五二五の二四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二一〇の一、二一〇の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二一〇の二、二一一の四、二一二の二及び二一二の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市桜字谷山六三、六四、六五の一、六五の二、六六及び六七(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

かんがい排水事業附帯道路敷地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町桑原字境口八〇四の二九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第二百三十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査、流行性脳炎予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、鶏又は豚の所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、肝てつ症及び流行性脳

炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

3 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

4 流行性脳炎予防注射

繁殖用雌豚

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査注射及び投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

4 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

5 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

6 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射

別表

結核病検査ブルセラ病検査肝てつ検査及肝てつ駆除のための投薬

実施期日		実施区域	実施場所
一 次	二 次		
四月十七日	四月二十日	中山町	中尾、松河原検診場
"	"	大山町	佐摩、種原
"二十四日	"二十七日	"	畑、坊領、別所
"二十五日	"二十八日	"	平、坊領
"	"	名和町	庄内
五月八日	五月二一日	中山町	殿、河内、庄田、高橋
"	"	名和町	上高田、大雀

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
一次	四月十八日 四月二十一日	東伯町 美好、三保検診場
二次	" 十九日 " 二十二日	大栄町 由良、妻波"

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
四月十七日	淀江町	各鶏舎巡回
" 十八日	"	"
" 十九日	"	"
" 二十日	"	"

流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
四月 十七日	北条町	各豚舎巡回
" 十八日	大栄町	"
" 十九日	"	"
" 二十日	東郷町	"
" 二十二日	倉吉市	"
" 二十四日	"	"
" 二十五日	倉吉市	"

"	"	"	"	"	"
二十六日	北条町	赤碓町	"	"	"
二十七日	東伯町	"	"	"	"
二十八日	三朝町	"	"	"	"
"	倉吉市	"	"	"	"
"	泊村	"	"	"	"
"	羽合町	"	"	"	"

鳥取県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月十一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	九号	西伯郡淀江町大字仲間字竹ノ下五八七の一の地先から五五四の四の地先まで	四・〇	四五・五
		字浜田下	七・〇	四五・五
		西伯郡岸本町大字吉定字半田道ヨリ西八四二の地先から	八・〇	三〇〇・〇
		字客ノ下	一・〇	三〇〇・〇
	百八十号	八二〇の地先まで	八・〇	三〇〇・〇

鳥取県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年四月十一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月十一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	九号	西伯郡淀江町大字仲間字竹ノ下 五八七の一の地先から 字浜田下 五五四の四の地先まで	昭和四十二年四月十一日
"	百八十号	西伯郡岸本町大字吉定字半田道ヨリ 西八四二の地先から 字客ノ下 八一〇の地先まで	"

線	皆生西原	米子市皆生温泉一九四六の地先から 上福原字御建通大境八四三の 三の地先まで	変更前	六・五	一、	六三・〇
			変更後	二〇・〇	一、	六二・二・〇
線	尾高淀江	西伯郡伯仙町大字泉字喜多原 七一三の地先から	変更前	四・五	二〇・二・〇	二〇・二・〇
			変更後	七・〇	九・五	二〇・二・〇
線	日吉津伯 吉津村大字日吉津字浜田ノ 三の九五二の四の地先から 米子市蚊屋伯耆大山停車場まで	西伯郡日吉津村大字日吉津字浜田ノ 三の九五二の四の地先から 米子市蚊屋伯耆大山停車場まで	変更前	五・〇	一、	八九四・〇
			変更後	一八・〇	二〇・二・〇	二〇・二・〇
車場線	吉津村大字日吉津字沖開ノ 二の一七六四の四の地先から 米子市蚊屋伯耆大山停車場まで	西伯郡日吉津村大字日吉津字沖開ノ 二の一七六四の四の地先から 米子市蚊屋伯耆大山停車場まで	変更前	五・〇	六・〇	七二・八
			変更後	六・〇	六・五	七八一・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	県道	"	"	西伯郡岸本町大字大殿字寺屋敷 一一八二の一の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	線	米子大山	"	一〇九五の一の地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"	新見線	米子石見	"	西伯郡伯仙町大字尾高字河原田 一五一四第一の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字福成字谷川尻 一五一二の三の地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字ガスタ田 一一〇七の一の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字家の下川 一八六の二の地先から 字平ヶ谷上
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字家の下川 端一三六の地先
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字笹畑東山 二の二の地先
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字大木屋字家の奥 三三九の一の地先から 字小屋
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷鉦 原一四の地先から 字古屋敷鉦
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字大木屋字秋田七六 の地先から 字口田四八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町大字大木屋字口田四六 の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四三の一の地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	米子市弥生町一の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	末広町一六の三の地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	福頼市山 伯耆大山 停車場線
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	米子市諏訪字上門畑一九五の三の地 先から 八幡字松月四一五の地先まで

